

～鹿島市 子どもの医療費助成制度～

高校生年代までの医療費を助成します

事前に「子どもの医療費受給資格証」の交付手続が必要です

スマートフォンからオンラインで簡単に申請できます！（窓口来庁不要）

- 右記の二次元コードから申請いただければ、後日資格証を郵送します
- **必要なもの　健康保険情報（健康保険証・マイナポータルのスクリーンショット等）**

※ お届けに１週間程度かかる場合もあります
※ オンライン申請が難しい方は、鹿島市役所福祉課の窓口で手続きができます

交付申請はこちら

1　制度の仕組み

助成対象者	**１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで**の子ども（入院・通院・調剤）
助成対象	健康保険が適用される医療費 （入院、通院、調剤、訪問看護、治療用装具、弱視用眼鏡〈年齢制限あり〉など）
対象外	入院時の食事代、個室料（差額ベッド代）、健康診断など健康保険適用外のもの
自己負担額	ひと月・１医療機関ごと 入院　上限　１，０００円 通院　上限　　５００円（２回まで）　※３回目以降は無料 調剤　負担なし

※ 受診時に受給資格証（オレンジ色）を提示すると、上記の**自己負担額（上限）**のお支払いとなります



【県外の指定医療機関でも利用可能】

福岡市立こども病院、聖マリア病院、久留米大学病院、佐世保市総合医療センター、
佐世保共済病院、九州大学病院で受給資格証が使えます
※小・中・高校生年代の県外受診可能病院は、久留米大学病院・聖マリア病院となります

鹿島市役所 福祉課　幼保係　☎0954-63-2119

2　医療費の払戻し方法（償還払い）

窓口で受給資格証が使えず、一度全額（２～３割）を支払った場合は後日申請により払い戻しを受けられます

【払戻し対象となるケース】

- 県外の医療機関（指定病院以外）で受診したとき
- 受給資格証の提示を忘れて全額支払ったとき
- 整骨院・接骨院、はり・きゅう等の施術を受けたとき
- 治療用装具（コルセット等）や弱視用眼鏡（９歳未満）を購入したとき

【申請の手順・期日】

STEP 1
医療機関で受診
窓口で自己負担額を支払い

STEP 2
福祉課へ申請
領収書などを申請フォームから提出
申請はこちら

STEP 3
指定口座へ振込
審査完了後に振込
（受付翌月２５日前後）

※ **申請期限：医療費を支払った日の翌月初日から１年以内となります**

学校でのケガ・病気について

学校管理下でのケガ・病気は、**日本スポーツ振興センターの「災害共済給付（医療費の４割）」**が優先されます

■ 病院受診時の注意点

医療機関の窓口では、**「子どもの医療費受給資格証」を提示せず**、一旦健康保険の自己負担分（２～３割）をお支払いいただき、学校を通じて共済給付の申請を行ってください

ご確認・ご注意いただきたい事項

- **高額療養費・附加給付金の適用がある場合**
  加入している健康保険組合等から高額療養費等の給付を受けた後、差額について助成申請を行ってください
- **交通事故等（第三者加害行為）の場合**
  加害者（相手方）から損害賠償を受けることができる医療費は、本助成の対象外となります
- **登録内容の変更手続き**
  住所・氏名・加入健康保険等が変更になった場合は、速やかに福祉課へ届出をしてください

  ※「住所・氏名・加入健康保険の変更」「資格証の再発行」の手続きは、右記の二次元コードからオンラインで簡単に申請ができます！（来庁不要）

変更申請はこちら　再発行申請はこちら



その他の詳細な情報は、
鹿島市役所ホームページからご確認ください
鹿島市ＨＰ

鹿島市役所 福祉課　幼保係　☎0954-63-2119